

生活困窮者就労支援に係る保険について

1. 生活困窮者就労支援に係る保険とは
本保険制度は、平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援制度における就労訓練・就労準備支援事業等について、①事業に係る活動の利用者がその活動中に偶然な事故によりケガをされた場合、②利用者が事業参加中に第三者にケガをさせたり第三者の物を壊したりした場合に事業実施主体が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償を行います。
2. 保険制度について
東京都社会福祉協議会が提供する「行事保険制度」（以下、「行事保険」といいます。）を受け皿として、生活困窮者就労支援に係る参加者の傷害保険、事業実施主体の賠償責任保険の引受を行います。
※行事保険の規定を準用しますが、一部、生活困窮者就労支援事業独自の規定を定めております。
3. ご加入いただける方（加入資格者）
社会福祉法人東京都社会福祉協議会および東京都下各区市町社会福祉協議会の会員団体、同協議会に登録された非営利団体（社会福祉法人、NPO 法人、社団法人・財団法人、地方自治体）であり、就労訓練事業または就労準備支援事業（「自立相談支援事業」において、相談支援員等によるプランに基づくボランティア活動や就労体験プログラムへの参加などの就労準備に向けた活動を含む。以下、「就労準備支援事業等」）を実施する団体。
4. 補償の対象となる方（被保険者）
＜ケガの補償＞
認定就労訓練事業（非雇用型）または就労準備支援事業等の利用者（参加者）
＜賠償責任の補償＞
認定就労訓練事業（非雇用型）または就労準備支援事業等の実施団体となる法人、団体、自治体
※認定就労訓練事業（雇用型）は補償の対象となりません。
5. 補償の対象になる活動
 - ・ 都道府県知事に認定された就労訓練事業所が実施する「認定就労訓練事業（非雇用型）」において、利用者個々の就労支援プログラムに位置付けられた活動。
 - ・ 自治体より委託された「就労準備支援事業等」において、利用者個々の就労準備支援プログラムに位置付けられた活動。
6. 参加者人数要件
 - 宿泊を伴わない事業
1 名からご加入いただけます。「行事保険」の加入者要件である、最低加入人数（5 名）は適用されません。
 - 宿泊を伴う事業
1 名からご加入いただけます。

7. 行事区分

○宿泊を伴わない事業

「行事保険」の1日行事区分「a 行事」を適用します。

※行事区分「b 行事」「c 行事」に該当する事業がある場合は、それぞれ「b 行事」「c 行事」の保険料を適用します。

○宿泊を伴う事業

「行事保険」の宿泊行事区分を適用します。

8. 加入手続きについて

- ① 加入申込があった場合には、取扱代理店である「東京福祉企画」へご連絡ください。ご連絡いただく際には、プログラム^{※1}および活動の詳細が特定できる資料^{※2}を代理店へFAXもしくはメールしてください。

※1 就労訓練事業における「就労訓練プログラム」、就労準備支援事業における「就労準備支援プログラム」、自立相談支援事業における「自立支援計画（プラン）」等をいいます。

※2 活動の詳細（いつ、どこで、誰が、何をするのか）が分かる資料を指します。

- ② 代理店と保険会社とで引受可否を判断し、ご回答いたします。
③ 引受可の場合には、行事開催連絡票の行事名称欄に「就労支援」と必ず明記し、ご提出ください。また、プログラムおよび活動の詳細が特定できる資料、参加者名簿を必ず添付ください。

(注) お申し込みは、就労支援が始まる日の遅くとも1週間前までにお申し込みください。

9. 保険金をお支払いする主な事故例

<認定就労訓練事業>

- ・参加者が就労訓練事業に自転車で向かう途中、交通事故に遭いケガをした。
- ・就労訓練中、参加者が転倒しケガをした。
- ・就労訓練中、参加者が施設利用者を介助している最中に誤って転倒させてケガを負わせてしまい、実施団体が損害賠償責任を負った。

<就労準備支援事業>

- ・参加者が就労準備支援事業に向かう途中、駅の階段を踏み外して転倒しケガをした。
- ・就労準備支援事業で農業体験中、参加者が鎌で指を切ってしまった。
- ・就労準備支援事業でPCを活用した集計業務を行っているときに、参加者が誤って水をこぼしてしまいPCを壊してしまった。実施主体であるNPO法人がPCの修理費などの損害賠償責任を負った。(PC本体の物理的損壊が修理の対象となり、データなどのソフトの損害は対象外)

10. 事故発生時の報告

通常の「行事保険」と同じ事故報告書を使用し、同様に事故発生のご報告をお願いします。事故報告後の流れは「行事保険」に準じます。

以上

【お問い合わせ】

<東京都社会福祉協議会指定保険代理店> 有限会社東京福祉企画

TEL:03-3268-0910 FAX:03-3268-8832 E-MAIL:tfk@mta.biglobe.ne.jp

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 公務部 東京公務室

TEL:03-3259-7593 FAX:03-3259-7581

<団体契約者> 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 (団体窓口) 福祉部 経営支援担当

TEL:03-3268-7232 FAX:03-3268-2148